

区民の皆様へ

新屋行政区（新屋児童館内）

TEL/FAX 34-0751

E-mail : araya@hm7.aitai.ne.jp

区費減免について

特殊事情のある世帯の区費減免についてご案内いたします。

令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に下記に記載されている区費減免の対象となられた方は、4月11日（金）までに「区費減免申請書」を新屋児童館内区事務所へ提出してください。

減免申請書は、新屋児童館内区事務所にてご記入ください。

もしくは、右QRコードを読み取り、印刷してご利用ください。



令和6年度に申請書を提出していただいている世帯には、3月中旬頃に申請書を送付いたします。

【特殊事情のある世帯の区費減免】

1. 戸建住宅及び分譲マンションに賃借して居住する世帯
2. 生活保護世帯
3. 世帯主が父子家庭及び母子家庭
但し、世帯主と子供以外に所得のある人が同居している場合減免を適用しない
4. 世帯主が身体障害者6級以上の世帯
但し、世帯主及びその配偶者を除く世帯員全員に所得を有する場合減免を適用しない
5. 65歳以上の一人世帯
世帯員が施設等に入所し、一人暮らしの時は、一人世帯とみなす。
6. その他 本人申請に基づき、区議会が適当と認めた世帯

◆新屋区事務所業務カレンダー◆

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

塗りつぶしはお休みです。

業務時間：9:00～12:00

13:00～16:30

令和7年3月号

回覧

新屋児童館だより

発行 新屋児童館
TEL・FAX 34-0751
開館時間 10:00～17:00
(12:00～13:00は閉館)
休館日 火曜日、日曜日、祝日

3月のよてい

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 休館日	3	4 休館日	5	6	7 午前閉館 13時から あそべます	8 午前閉館 13時から あそべます
9 休館日	10	11 休館日	12	13	14	15
16 休館日	17 午前閉館 14時から あそべます	18 休館日	19 午前閉館 にこにこ広場	20 休館日 (春分の日)	21	22
23 休館日	24	25 休館日	26	27	28	29 休館日
30 休館日	31					

※行事、会議等により開館時間を変更する場合があります。

※閉館時間など急な変更がある場合がありますので、遊びに来るときはHP又は児童館玄関の張り紙(カレンダー)で確認して下さい

※3/7(金)、8(土)、19(水)は午前遊べません。午後は13時から遊べます。

※3/17(月)は午前遊べません。午後は14時から遊べます
※3/29(土)は一日遊べません。

☆今月のお片づけの時間・・・16時55分より片づけ

★児童館に遊びに来るときは汗拭きタオル、水筒を必ず持参してください。

★児童館ではお菓子は食べられません。敷地内も禁止です。

★本人、家族等でウイルス性疾患を発症している場合は児童館の利用をお控えください。

行事	日時	受付時間	場所	詳細
にこにこ広場 (未就園児親子対象)	3/19(水) 10:30～11:00	10:15～10:30	新屋児童館 ホール	子育て支援センターの先生が来て、親子遊び、読み聞かせをしてくれます。申込みはいりません
アンブレラマーカ作り (小学生対象)	3/19(水)～3/31(月)	下校後～16:20	新屋児童館 図書室	プラ板でアンブレラマーカをつくります 先着30名 材料がなくなり次第終了

☆新屋児童館たよりは新屋行政区の回覧版又はHPで閲覧できます。書面でほしい方は児童館にも用意してあります
新屋行政区ホームページアドレス <http://www.machikuru.jp/araya/> もしくはQRコードを読み取ってください。



回覧

令和 7 年 3 月吉日

未就園児のいるご家庭の皆様へ

新屋児童館

にこにこ広場開催のお知らせ

みなよし地区子育て支援センターの先生と親子遊びを楽しみましょう！

記

1. 日 時 令和 7 年 3 月 19 日 (水)
2. 受付時間 午前 10 時 15 分から
3. 開催時間 午前 10 時 30 分から 11 時 00 分
4. 場 所 新屋児童館 遊戯室
5. 対象者 未就園児と保護者 (申込み不要)



支援センターの先生が体操、ふれあい遊び、読み聞かせをしてくれます。

詳しくはみなよし地区子育て支援センターにお問い合わせください。

新屋児童館 児童厚生員

☎ 34-0751

令和7年2月吉日

天王小学校区の皆様

みよし市立天王小学校PTA

会 長 中 越 真 一

みよし市立天王小学校

校 長 平 川 哲 也

第3回資源回収の御礼及び報告

早春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は天王小学校PTA活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、1月11日に実施致しました、第3回資源回収では下記のとおり収益を上げる事ができました。この収益金の使途につきましては、役員会で協議しながら子どもたちの為、PTA活動の為に役立てていきたいと考えています。

遅くなりましたが、皆さまの多大なるご協力に対しまして心よりお礼申し上げ、報告とさせていただきます。

なお、次回の資源回収は令和7年5月10日（土）に実施する予定ですので、皆様のご協力をお願い致します。

記

1. 収益金 19,085 円

2. 内訳

回収品目	回収量 (kg)	業者単価 (円)	業者からの収益 (円)	市補助単価 (円)	市補助金額 (円)	計 (円)
新聞紙	630	3	1,890	5	3,150	5,040
雑誌	1,240	2	2,480	5	6,200	8,680
紙パック	5	3	15	5	25	40
古布	45	0	0	5	225	225
段ボール	550	2	1,100	5	2,750	3,850
アルミ缶	25	50	1,250	0	0	1,250
合計	2,495		6,735		12,350	19,085

市役所休日臨時窓口の開設について



引越しが多い3月から4月は、住所異動などの窓口は大変混み合います。

そこで、お仕事などで平日に手続きができない方や窓口の混雑緩和のため、次のとおり転入や転出の手続に伴う届出業務について、休日臨時窓口を開設します。

1 日時

令和7（2025）年3月29日（土）、4月6日（日）

午前9時から正午まで

2 場所

市役所 本庁舎1階、2階

※ 駐車場は、庁舎正面駐車場（庁舎北側）または第4駐車場（庁舎東側）を御利用ください。

3 取扱業務と担当課一覧

担当課	取 扱 業 務
市民課 Tel 32-8012	(1) 住民異動（みよし市への転入、市内での転居、市外への転出、世帯変更など）の届出 ※ 他の市町村等に問い合わせが必要な場合、取扱いできない場合があります。また、他市町村からの転入は事前に前住所地で転出手続が必要となります。 (2) 印鑑登録の申請 ※ 印鑑登録証明書は、申請当日に発行できない場合があります。 (3) 住民票（広域交付を除く）、印鑑登録証明書、戸籍証明（広域交付を除く）、税証明などの各種証明書の発行 (4) 戸籍に関する届出 ※ 「受領」の扱いになるため、即日の受理証明書の発行はできません。 (5) マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新 ※ 事前に通知した必要書類をお持ちの上、本人が来庁する必要があります。 (6) 返戻された通知カード、個人番号通知書の受取り ※ 本人確認書類が必要です。
保険健康課 Tel 32-8011	(1) 住民異動届・戸籍届に伴う国民健康保険の資格取得、喪失、変更の届出 (2) 住民異動届・戸籍届に伴う国民年金の異動届出 (3) 住民異動届・戸籍届に伴う後期高齢者医療保険の届出

	(4) 住民異動届・戸籍届に伴う子ども医療、障がい者医療、母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療の各種申請 ※ 上記の業務であっても他の機関に確認が必要となる場合は、取扱いできない場合があります。
福祉課 Tel 32-8010	(1) 住民異動届・戸籍届に伴う障がい者手帳、障がい者手当、自立支援医療の手続
長寿介護課 Tel 32-8009	(1) 住民異動届・戸籍届に伴う介護保険の資格取得、喪失、変更の手続 (2) 住民異動届、戸籍届に伴う高齢者福祉サービスの変更、廃止の手続
こども政策課 Tel 32-8034	(1) 住民異動届・戸籍届に伴う児童手当の手続 (2) 住民異動届・戸籍届に伴う児童扶養手当、愛知県遺児手当、みよし市遺児手当の手続（新規申請は除く。）
税務課 Tel 32-8003	(1) 原動機付自転車標識の返納手続（転出者）、交付手続（転入者） ※ 交付手続（転入者）は、廃車受付書（廃車申告済証）がある場合のみ対応ができます。

4 取り扱うことができない場合のある業務

上記一覧以外の業務は取扱いできない場合がありますので、事前にお問い合わせください。具体例を示すと次のとおりです。

【例】・国外からの転入に伴う各種届出

- ・住基ネットに関する業務、特例の転入届（マイナンバーカードを利用した転入届）など

5 各種届出に必要な書類

届出によっては、個別に提出が必要なものがありますので、詳しくはみよし市ホームページをご確認ください。

6 転出届について

転出届は、国の「引越しワンストップサービス」の開始に伴い、マイナンバーカードを活用してオンライン上で手続ができます。



7 証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で住民票や印鑑登録証明書などの証明書が取得できます。



問合せ先：市民経済部市民課 0561-32-8012

市民農園で 野菜づくりしませんか

回覧



NPO 法人 みよし協働農園の会

発行 2025年3・4月

当会は、「自給自足・地産地消を進めたい」「耕作していない農地を有効に活用し、農地のまま未来につないでいきたい」との思いから発足しました。

「家庭で食べる野菜を自分で作ってみたい」という方に、市民農園の利用をおすすめします。収穫体験会、手作り体験会の開催や初心者向けに栽培サポートなども行っています。

市民農園の利用者募集

現在、当会が運営する三本松市民農園の利用者を募集しています。

今なら、春・夏野菜の栽培を始めることができます。

- 1区画サイズ＝30㎡（5×6m）
- 期間 1年間（10月1日～翌年9月30日まで）
続けたい方は更新可能です
- 場所 みよし市打越町三本松
裏面の地図を参照ください
- 空き区画 16区画（2025年3月現在）
- 農園利用料（年額）は右表のとおり
- 当会の入会金 3000円（初回のみ）
- 年会費 3000円



市民農園利用料

区画	年間利用料
1	6,000円
2	8,000円
3	10,000円
4	12,000円

1人の上限は4区画まで



例えば、2区画を利用の場合

初年度の入会金を除けば、毎年のお支払いは以下ようになります。

年会費3000円と農園利用料8000円で合計11000円

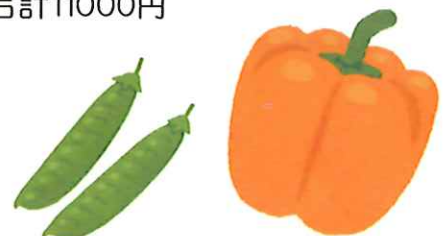
問い合わせ先・現地ご案内

以下までお電話ください。

ご希望に沿って現地ご案内・説明します。

電話 加藤 憲 080-6903-5361

又は 長尾 邦松 090-2137-8587



NPO 法人みよし協働農園の会



みよし広報 3月号掲載

2012年6月22日 NPO 法人認証 愛知県

事務所 〒470-0213 みよし市打越町北屋敷 53 番地



